

【ABC 消費者情報 Vol. 158】

◎ネット通販等の「初回お試し価格」や「初回特別価格」に注意！

通信販売での「定期購入」トラブルに関する相談が多く寄せられています。

◆相談事例

○スマートフォンの広告に初回100円とあったので、制汗クリームをお試し価格で購入した。2回目以降の解約を申し出ると、「定期購入契約のため4回購入しなければ解約できない」と言われた。

○ネット通販で初回特別価格のダイエットサプリを1回だけのつもりで注文した。2回目の商品が届き、定期購入であることを知った。解約をしたいがメールをしても返信がなく、電話もつながらない。

◆アドバイス

○通信販売はクーリング・オフできません。

○「初回お試し価格」などの広告には注意が必要です。商品を注文する際には、契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。

○不安を感じたら消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512